

「県内発生期」における公立学校等の対応方針（改定版）

平成21年6月22日

島根県教育委員会

これまでの経緯

- ① 島根県教育委員会は、平成21年3月、「公立学校等における対応マニュアル」を策定したが、これは高病原性鳥インフルエンザ（H5N1型）がヒト型に変異するケースを想定したものであり、今回の新型インフルエンザ（ブタ由来・H1N1型）に対して同マニュアルを一律かつ硬直的に適用することは適切でないと判断し、弾力的運用によって対処することを5月1日（金）表明した。
- ② 特に県内発生期においては、同マニュアルでは、県内で感染者が一人でも確認された段階で全ての公立学校に一斉臨時休業を求める内容となっているが、弾力的運用の具体的内容として、「県内発生初期」「県内感染拡大期」に分けた段階的措置をとる旨の対応方針（案）を5月13日（水）公表した。
- ③ 一方、政府は、今回のウィルスの特徴（感染力・病原性は季節性インフルエンザと同程度）を前提とした「基本的対処方針」を5月22日（金）発表した。
- ④ 島根県教育委員会は、この政府方針を踏まえ、島根県教育委員会の方針との整合性をあらためて検証した上で「県内発生期」における対応方針を確定し、その旨を県立学校・県の教育機関・市町村教育委員会あてに5月22日（金）通知した。

新たな政府方針を踏まえた県教育委員会の対応方針の改定

- ① 厚生労働省は、「新型インフルエンザ対策」に関する運用指針を6月19日（金）改定した。
- ② 5月22日（金）発表されたこれまでの運用指針においては、国内を「感染拡大防止地域」「重症化対策重点地域」という2つの地域類型に区分し、それぞれの地域における対処方針を定めていたが、運用指針（改定版）では、この地域区分を廃止し、全国一律の対応を求めるものとなっている。
- ③ 厚生労働省の運用指針（改定版）において、「学校・保育施設等の臨時休業」については、以下のように定められている。
 - 1) 学校・保育施設等で患者が発生した場合、当該学校・保育施設等の児童・生徒等を感染から守るために、都道府県等は、当該学校・保育施設等の設置者等に対し、必要に応じ臨時休業を要請する。
 - 2) なお、感染拡大防止のため特に必要であると判断した場合、都道府県等は、患者が発生していない学校・保育施設等を含めた広域での臨時休業の要請を行うことは可能である。
- ④ 島根県教育委員会は、厚生労働省の運用指針改定を踏まえ、健康福祉部と調整した結果、「県内発生期」における公立学校等の対応方針を6月22日（月）別紙のとおり改定した。

1. 対応方針の改定に当たって留意すべき事項

(1) 学校における感染動向把握の重要性

- ① 新型インフルエンザ（ブタ由来・H1N1型）は、通常の季節性インフルエンザと症状が類似しており、新型インフルエンザ感染者であるか否かを確定するためには保健環境科学研究所による確定検査（PCR 検査）を行う必要があるが、今後は、感染者の全数把握方式ではなく、急速な感染拡大につながりかねない端緒を早期探知するための「クラスターサーベイランス」（集団探知）方式へ移行することとされている。
- ② 国内の感染実態を見ても学校内での集団感染事例が散発しており、本県においても、学校における感染動向を重点的に把握することが求められている。
- ③ このため、各公立学校においては、従来にも増して児童生徒の健康状態の把握に努めるとともに、欠席情報等について保健所との迅速な情報共有を徹底するなど、「クラスターサーベイランス」の機動的・効果的な実施に向けて積極的に協力していく必要がある。

(2) 初期段階における臨時休業措置に加えた追加的措置の必要性

- ① 新型インフルエンザの確定検査（PCR 検査）について、今後は、全数把握方式から「クラスターサーベイランス」方式へ移行することとされているため、学校長は、感染の初期段階では新型インフルエンザなのか通常の季節性インフルエンザなのか見極めがつかない状況の中で、臨時休業措置の内容（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校、その期間）を決定する必要が生じるケースも出てくると考えられる。
- ② この場合においては、保健所との情報共有を通じて、「クラスターサーベイランス」による確定検査（PCR 検査）や保健所による「積極的疫学調査」（感染源・感染経路の把握、濃厚接触者の特定など）が必要に応じて実施されることとなり、それらの結果によっては、臨時休業措置の内容を追加的に拡大していく必要が生じることも考えられる。
- ③ このため、今後、公立学校における臨時休業措置を講じるに当たっては、初期段階における必要最小限の措置に加え、必要に応じて追加的措置を講じていく方法を想定することとする。

2. 「県内発生期」における公立学校等の対応方針（改定版）

(1) 県立学校における臨時休業措置

- ① 県立学校長は、児童生徒又は教職員の中に、インフルエンザ様症状のある者が出了場合、通常の季節性インフルエンザと同様の手続（学校医との相談など）により、必要な臨時休業措置の内容（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校、その期間）を決定するものとする。
- ② 県立学校長は、臨時休業措置の内容について速やかに保健所等関係機関へ連絡するものとする。

- ③ 前述の臨時休業措置をとった後、「クラスターサーベイランス」による確定検査（PCR 検査）によって新型インフルエンザであることが確定し、保健所による「積極的疫学調査」（感染源・感染経路の把握、濃厚接触者の特定など）等によって急速な感染拡大につながるおそれがあると判断された場合、県健康福祉部は、県教育委員会に対し、臨時休業措置の対象範囲・期間等を拡大するよう要請するものとする。この場合、新型インフルエンザ感染者が発生している学校に限らず、必要に応じて面的に広がりをもった臨時休業措置を要請することができる。
- ④ 県教育委員会は、県健康福祉部から前項の要請を受けた場合、関係する県立学校に対し、対象範囲・期間等を示して臨時休業を指示する。
- ⑤ 急速な感染拡大のおそれが切迫している場合、県健康福祉部は、県立学校長による前記①②の措置を待つことなく、県教育委員会に対し、必要な臨時休業措置を要請することができるものとする。

（２）県の教育機関における臨時休館措置

- ① 県の教育機関の長は、職員の中にインフルエンザ様症状のある者が出た場合、通常の季節性インフルエンザと同様の手続により、必要に応じて、当該職員に出勤停止等の措置をとるものとする。
- ② 各教育機関において感染拡大防止のための適切な措置が講じられることを前提に、原則として臨時休館措置はとらないこととする。
- ③ ただし、急速な感染拡大のおそれが切迫していると判断される場合、県健康福祉部は、県教育委員会に対し、県の教育機関の臨時休館措置を要請することができるものとする。

（３）市町村教育委員会に対する要請

- ① 市町村立学校（幼稚園、小学校、中学校、高校）の児童生徒又は教職員の中に、インフルエンザ様症状のある者が出た場合、通常の季節性インフルエンザと同様の手続（学校医との相談など）により、必要な臨時休業措置（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校、その期間）を講じるよう、県教育委員会は、あらかじめ市町村教育委員会に要請する。
- ② 市町村立学校長が臨時休業措置の内容について速やかに保健所等関係機関へ連絡するよう、県教育委員会は、あらかじめ市町村教育委員会に要請する。
- ③ 前述の臨時休業措置をとった後、「クラスターサーベイランス」による確定検査（PCR 検査）によって新型インフルエンザであることが確定し、保健所による「積極的疫学調査」（感染源・感染経路の把握、濃厚接触者の特定など）等によって急速な感染拡大につながるおそれがあると判断された場合、県健康福祉部は、県教育委員会に対し、臨時休業措置の対象範囲・期間等を拡大するよう要請するものとする。この場合、新型インフルエンザ感染者が発生している学校に限らず、必要に応じて面的に広がりをもった臨時休業措置を要請することができる。
- ④ 県教育委員会は、県健康福祉部から前項の要請を受けた場合、関係する市町村教育委員会に対し、対象範囲・期間等を示して臨時休業を要請する。
- ⑤ 急速な感染拡大のおそれが切迫している場合、県健康福祉部は、市町村立学校

長による前記①②の措置を待つことなく、県教育委員会に対し、必要な臨時休業措置を要請することができるものとする。

3. 新型インフルエンザ・ウィルスの変異等への対応

- ① 新型インフルエンザは、これから南半球で大流行することが懸念されており、我が国における秋冬の第二波に向けて、今後、ウィルスの性状（感染力、病原性、薬剤耐性等）が深刻化する方向へ変異する可能性もある。
- ② このため、ウィルスの変異によっては、今回改定した「**県内発生期**」における**公立学校等の対応方針**をさらに見直す必要が生じることもあり得るため、各公立学校等においては、引き続き最新の情報収集に努めることが求められる。（島根県教育委員会ホームページにおいて最新情報を提供していく予定であり、参照されたい。）
- ③ さらに、平成21年3月策定した「**公立学校等における対応マニュアル**」については、今回の新型インフルエンザの特徴（感染力・病原性は季節性インフルエンザと同程度）を踏まえ、一律かつ硬直的に適用せず、弾力的運用を行っているところであるが、現時点においても、高病原性鳥インフルエンザ（H5N1型）がヒト型に変異するリスクは依然として高まりつつある。
- ④ したがって、各公立学校等においては、高病原性の新型インフルエンザが近い将来発生する事態に備えて、「**公立学校等における対応マニュアル**」をもとに危機管理の在り方を具体的にシミュレーションしていく必要があることを肝に銘じるべきである。